

アスベスト（石綿）を取扱う作業等に 従事していた方は、健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後も増加することが懸念されています。

左記に掲載されている作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、最寄の医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査等による健康診断を受診するようにしてください（受診の際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝えください）。

- ① 石綿鉱山またはその附属施設において行う石綿を含有する鉱山または岩石の採掘、搬出または粉碎、その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内等における石綿原料等の袋詰めまたは運搬作業
- ③ 次の石綿製品の製造工程における作業
 - ・ 石綿系、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・ 石綿セメントまたはこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品

- ・ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガasket（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
- ・ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
- ・ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材料、耐酸建材等に用いられている。）または電解隔膜、タイル、プラスチック等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設等の補修または解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する

鉱物（タルク（滑石）、パーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石）等の取扱い作業

⑩上、右記①～⑨の石綿または石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

● しばしば吸わないようにしましょう

石綿を取扱う作業等に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、しばしば吸わないようにしてください（石綿にばく露した人が喫煙した場合、肺がんによって死亡するリスクが50倍以上になるといわれています。）

● 健康管理手帳制度や労災補償制度があります

健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合等は、最寄りの都道府県労働局に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けるこ

とができます。

また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。

● 次の相談機関にご相談ください

■ 健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせは…

- ・ 鹿児島労働局 労働基準部 安全衛生課
TEL 099-2223-8279
- ・ 志布志労働基準監督署
TEL 0994-72-0226

■ 石綿による健康への影響や治療方法についてのご相談は…

- ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島産業保健推進センター
TEL 099-223-8100
- ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院
TEL 0965-33-4151

● 石綿（アスベスト）とは？
石綿は、天然の鉱物繊維で『せきめん』『いしわた』と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの設備での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと、石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。

石綿は、耐熱性、耐摩耗性等に優れた性質を有しており、さまざまな用途（スレート材、防音材、断熱材等）に使用されてきましたが、特に建材に多く使われてきました。

石綿製品については、ほぼ使用等が禁止されていますが、今後、石綿製品を使用した建築物の解体が増加します。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理および清掃に関する法律などで飛散防止等が図られています。